

制定	平成 8 年 5 月 1 日告示第 1 6 5 号
改正	平成 2 2 年 1 0 月 8 日契約検査室次長決裁
	平成 2 4 年 4 月 1 日公告第 2 9 9 号
	平成 2 7 年 6 月 9 日契約検査総室長決裁
	平成 2 8 年 1 1 月 1 4 日公告第 6 2 0 号
	令和 3 年 4 月 1 日公告第 2 8 3 号

第 1 特定建設工事共同企業体

大規模であって技術的難度の高い工事等について、確実かつ円滑な施工を図ることを目的として結成する共同企業体（以下第 1 において「特定建設工事共同企業体」という。）を契約の相手方とする必要がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

1 対象工事

- (1) 特定建設工事共同企業体による施工対象工事は、大規模土木構造物、大規模建築物、大規模設備等の建設工事で、次に掲げる工事種別区分に応じ、予定価格（税抜きのものとし、工期が 1 2 月を超える場合にあっては、当該金額を月数で除して 1 2 を乗じて得た額とする。）が次に掲げる額以上のものであって、かつ、当該工事の確実かつ円滑な施工を図るために特定建設工事共同企業体により施工させる必要があると認められるものとする。ただし、特殊な技術等を要する工事であって確実かつ円滑な施工を図るため技術力等を特に集結する必要があると認められるものについては、当該工事の規模にかかわらず、特定建設工事共同企業体の施工対象工事とすることができるものとする。

- ア 土木一式工事 2 億円
- イ 建築一式工事 2 億 4 千万円
- ウ 電気工事、管工事及び舗装工事 8 千万円
- エ 水道施設工事 1 億円
- オ 造園工事 3 千万円
- カ その他の工事 5 千万円

- (2) (1) の規定による特定建設工事共同企業体による施工対象工事について、特定建設工事共同企業体以外の有資格業者（熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則（昭和 4 1 年規則第 1 5 号。以下「規則」という。）第 9 条に規定する有資格業者をいう。以下同じ。）であって当該工事を確実かつ円滑に施工することができると認められる者（以下「単体有資格業者」という。）があるときは、当該単体有資格業者を契約の相手方とすることができるものとする。

2 特定建設工事共同企業体の内容

(1) 構成員の数

構成員の数は、原則として、次のとおりとする。ただし、工事の内容から適正な施工が困難と認められる場合は、この限りでない。

- ア 予定価格が第 1 の 1 の(1)に定める金額を超えその 2 倍までの場合 2 社
- イ 予定価格が第 1 の 1 の(1)に定める金額の 2 倍を超え 3 倍までの場合 3 社
- ウ 予定価格が第 1 の 1 の(1)に定める金額の 3 倍を超える場合 4 社

(2) 組合せ

構成員の組合せは発注工事に対応する工事種類（規則第 6 条の規定による格付を行う工事の種類をいう。以下同じ。）の有資格業者の組合せとし、かつ、市内に主たる営業所を有する有資格業者で格付（規則第 6 条の規定による格付をいう。以下同じ。）における最上位の等級に属する者及びこれに相当する市外に主たる営業所を有する有資格業者の組合せとする。また、市内に主たる営業所を有する有資格業者で格付における最上位の等級に属する者のみによる組合せにより、当該工事を確実かつ円滑に施工できると認められる場合は、市内に主たる営業所を有する有資格業者で格付における最上

位の等級に属する者のみによる組合せとすることができるものとする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される建設工事については、この限りでない。

(3) 構成員の技術的要件等

すべての構成員が、次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、アについては、代表者が当該要件を満たせば足りるものとする。

ア 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請けとしての施工実績があること又は当該工事と同種の施工実績を有すること。

イ 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、営業年数が5年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

ウ 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に配置することができること。

なお、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。

(4) 出資比率

すべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

(5) 代表者要件

代表者は、最大の施工能力を有する者とする。この場合において、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

第2 経常建設共同企業体

中小建設業の振興を図るため、優良な中小建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化することを目的として結成された共同企業体（以下第2において「経常建設共同企業体」という。）を契約の相手方とする場合の取扱いは、次のとおりとする。

1 対象工事

経常建設共同企業体による施工対象工事は、原則として、当該経常建設共同企業体の各構成員が格付けされた等級のうち最上位の等級に対応する工事発注規模以上の工事とするものとする。

2 経常建設共同企業体の内容

(1) 構成員の数

構成員の数は、原則として2社又は3社とする。

(2) 組合せ

構成員の組合せは、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の要件を満たす中小企業による組合せであること。

イ 格付における同一の等級、直近の等級に認定された有資格業者又はこれと同等と認められる者の組合せであること。ただし、下位の等級業者等に十分な施工能力があると判断された場合には、直近二等級までに認定された有資格業者の組合せを認めることも差し支えないものとする。この場合において、これらの組合せの要件に適合している有資格業者の組合せが、以後において当該組合せに適合しなくなった場合にも、継続的な協業関係を維持しているときに限り、当該組合せの要件に適合しているとみなす。

(3) 構成員の技術的要件等

すべての構成員が、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 当該経常建設共同企業体が格付けされる工事種類について元請としての施工実績を有すること。

イ 当該経常建設共同企業体が格付けされる工事種類につき、許可を有しての営業年数

が3年以上あること。

ウ 当該経常建設共同企業体が格付けされる工事種類に係る監理技術者となることができる者又は主任技術者となることができる者が存し、工事の施工に当たってはこれらの技術者を工事現場に配置できること。

(4) 出資比率要件

すべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

(5) 代表者要件

代表者は、構成員において決定された者とする。

3 資格審査

経常建設共同企業体の資格審査は、規則第3条に規定する競争入札参加資格審査申請書の提出により行わせるものとし、一の企業が競争入札参加資格審査申請書を提出することができる経常建設共同企業体の数は一とするものとする。

附 則

この基準は、平成8年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年10月8日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、決裁の日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年11月14日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月19日から施行し、同日以降に公告をするものについて適用する。